

平成19年度 いいたてヘルパーステーション訪問介護事業計画
《訪問介護事業》

1. 基本方針

ご利用者の尊厳、基本的人権を尊重し、専門職としての自覚を持ち、ご利用者が安心して自立した日常生活を営むことが出来るよう、身体介護及び生活援助を支援していく。

また、その家族と共に、ご利用者に対し、より良い介護方法の提供や相談等を受け自立支援に向けたサービスを提供する。

2. 具体的な施策

(1) 重点事業項目

- ① サービス内容の質を確保するため、ケアプランに基づき、よりきめ細やかなサービスを提供する。また、統一した支援や介護ができるよう、介護技術の自主研修や調理実習を行う。また、定例会時にも参考資料を出し、サービスの質の向上を図る。
- ② ステーションにおいて、ケア会議を持ち、ご利用者の持っているニーズの把握や問題等を早期に分析し、解決に向けて取り組んでいくと共に介護者の立場も同時に考慮し支援していく。
- ③ 潜在能力を引き出し、機能低下の予防を図る。
- ④ 介護者の抱えている問題への支援
- ⑤ ご利用者のニーズを把握し日常生活を安全、安心して送れるよう支援する。
- ⑥ ヘルパーと、ご利用者及び介護者間との連絡ノートを活用する。
- ⑦ 一人暮らしや、高齢者世帯の安否確認等をし、安心して生活出来るよう支援する。
- ⑧ コミュニケーションを図りながら、本人のできることは本人ができるよう支援する。
- ⑨ 新規利用者の拡大のため、パンフレットを活用する。
- ⑩ 居宅支援事業所との連携を図る。
- ⑪ 言葉遣いに注意しプライバシーを保護する。
- ⑫ どのようなサービスか理解して頂くため、お試し利用（身体介護、生活援助）期間を設け無料で提供する。

3. 利用対象者

要介護状態等にある高齢者

4. サービス提供内容

(1) 身体介護に関すること。

- ① 食事の介助
- ② 清拭・入浴介助
- ③ 排泄の介助
- ④ 身体整容
- ⑤ 体位交換
- ⑥ 衣類の交換
- ⑦ 移乗・移動の介助
- ⑧ 就寝・起床の介助

(2) 生活に関すること。

- ① 掃除
- ② 洗濯
- ③ ベットメイク
- ④ 衣類の整理・被服の修理
- ⑤ 相談に関すること
- ⑥ 一般的な調理・配下善
- ⑦ 買物・薬の受け取り

5. 職員の配置

- (1) 所長1人、サービス提供責任者1人、介護員5人（兼務3人）

平成19年度 いいたてヘルパーステーション訪問介護事業計画
《介護予防訪問介護事業》

1. 基本方針

ご利用者の尊厳、基本的人権を尊重し、専門職としての自覚を持ち、ご利用者が安心して自立した日常生活を営むことが出来るよう、身体介護及び生活援助を支援していく。

また、その家族と共に、ご利用者に対し、より良い介護方法の提供や相談等を受け自立支援に向けたサービスを提供する。

2. 具体的な施策

(1) 重点事業項目

- ① サービス内容の質を確保するため、ケアプランに基づき、よりきめ細やかなサービスを提供する。
- ② ステーションにおいて、ケア会議を持ち、ご利用者の持っているニーズの把握や問題等を早期に分析し解決に向けて取り組んでいくと共に、介護者の立場も同時に考慮して支援していく。
- ③ 潜在能力を引き出し、機能低下の予防を図る。
- ④ 介護者の抱えている問題への支援
- ⑤ ご利用者のニーズを把握し日常生活を安全、安心して送れるよう支援する。
- ⑥ ヘルパーと、ご利用者及び介護者間との連絡ノートを活用する。
- ⑦ 一人暮らしや、高齢者世帯の安否確認等をし、安心して生活出来るよう支援する。
- ⑧ コミュニケーションを図りながら、本人の出来ることは本人が出来るよう支援する。
- ⑨ 新規利用者の拡大のため、パンフレットを活用する。
- ⑩ 包括支援センターとの連携を図る。
- ⑪ どのようなサービスか理解して頂くため、お試しご利用期間を設け無料で提供する。
- ⑫ 言葉遣いに注意しプライバシーを保護する。

3. 利用対象者

要支援状態にある高齢者

4. サービス提供内容

(1) 身体介護に関すること。

- ① 食事の介助
- ② 清拭・入浴介助
- ③ 排泄の介助
- ④ 身体整容
- ⑤ 体位交換
- ⑥ 衣類の交換
- ⑦ 移乗・移動の介助
- ⑧ 就寝・起床の介助

(2) 生活に関すること。

- ① 掃除
- ② 洗濯
- ③ ベットメイク
- ④ 衣類の整理・被服の修理
- ⑤ 相談に関すること
- ⑥ 一般的な調理・配下善
- ⑦ 買物・薬の受け取り

5. 職員の配置

- (1) 所長1人、サービス提供責任者1人、介護員5人（兼務3人）

平成19年度 いいたてヘルパーステーション居宅介護等事業計画
《指定障害福祉サービス事業所》

1. 基本方針

ご利用者の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、入浴・排泄・食事の介護、その他生活全般にわたる支援を行う。

また、その家族と共に、ご利用者に対し、より良い介護方法の提供や相談等を受け、適正な居宅介護を提供する。

2. 具体的な施策

(1) 重点事業項目

- ① サービス内容の質を確保するため、ケアプランに基づき、よりきめ細やかなサービスを提供する。
- ② ステーションにおいて、ケア会議を持ち、ご利用者の持っているニーズの把握や問題等を早期に分析し解決に向けて取り組んでいくと共に、介護者の立場も同時に考慮して支援していく。
- ③ 潜在能力を引き出し、機能低下の予防を図る。
- ④ 介護者の抱えている問題への支援
- ⑤ ご利用者のニーズを把握し日常生活を安全、安心して送れるよう支援する。
- ⑥ ヘルパーと、ご利用者及び介護者間との連絡ノートを活用する。
- ⑦ 一人暮らしや、高齢者世帯の安否確認等をし、安心して生活出来るよう支援する。
- ⑧ コミュニケーションを図りながら、本人の出来ることは本人がやるよう支援する。
- ⑨ 新規利用者の拡大のため、パンフレットを活用する。
- ⑩ 市町村・包括支援センターとの連携を図る。
- ⑪ 言葉遣いに注意し、プライバシーを保護する。

3. 利用対象者

身体障がい者、知的障がい者、障がい児、精神障害者等

4. サービス提供内容

(1) 身体の介護に関すること。

- ① 食事の介助
- ② 清拭・入浴介助
- ③ 排泄の介助
- ④ 身体整容
- ⑤ 体位交換
- ⑥ 衣類の交換
- ⑦ 移乗・移動の介助
- ⑧ 就寝・起床の介助

(2) 家事援助に関すること。

- ① 掃除
- ② 洗濯
- ③ ベットメイク
- ④ 衣類の整理・被服の修理
- ⑤ 相談に関すること
- ⑥ 一般的な調理・配下善
- ⑦ 買物・薬の受け取り

5. 職員の配置

- (1) 所長1人、サービス提供責任者1人、介護員5人（兼務3人）

平成19年度 いいたてヘルパーステーション訪問入浴介護事業計画
《訪問入浴介護事業》

1. 基本方針

要介護状態等にある方を対象に、看護及び介護職員が安全かつ迅速に快適な入浴サービスを提供する。

- (1) 個々の心身の状況及び潜在している能力に応じた入浴介助を行う。
- (2) 定期的な訪問入浴を利用することで、リフレッシュや安心感等を感じて頂き、生活機能の維持、向上に繋がるよう支援する。
- (3) 関連機関と密な連携をとり、より良いサービスに努める。

2. 具体的な施策

(1) 安全かつ楽しい入浴を提供

専門的な訪問入浴サービスを提供することによって、安全かつ楽しい入浴を味わって頂く。また、入浴中も出来るだけ会話するように努め心身の苦痛と緊張を緩和し、また、身体の清潔を保つことで、清潔感やリフレッシュ、更には褥瘡の発生を予防したりと、生きがいと意欲をもたらす。

- ① 自覚していない病態の変化を含め、健康状態の異常を早期発見することに心がける。
- ② ご利用者及び介護者の的確なニーズ把握と分析を行い、適切なサービス提供に繋げる。
- ③ サービス提供時の声かけや対話に重点をおき安心感を与える。
- ④ 入浴剤の種類（香りの種類）を整え、ご利用者の好むものを使用し楽しい入浴に努める。

(2) 関係機関との連携

- ① 医療処置を受けられている場合は、医師の往診の有無や指示等を、連絡ノートに記入して頂き連携を図る。
- ② 居宅介護支援事業者との連携を密にする。

(3) 利用者拡大に努める

- ① 新規ご利用者の拡大のため、パンフレットを作成し各戸に配布しPRする。
- ② どのようなサービスなのか理解して頂くため、お試しご利用期間を設け無料で提供する。
- ③ より多くの方に理解をして頂くため、訪問入浴の講習会を行う。

3. 通常事業内容

- (1) 入浴前のバイタルチェック及び食事摂取等のチェックを行い、常に安全な入浴に心がけ、医師の意見書を確認し、ご利用者の心身の状況にあったサービスを提供する。
- (2) 体調不良と判断した場合や、ご利用者が何らかの事由により入浴を拒否している場合は、無理に入浴を行わない。また、往診をすすめる等、病気の早期発見に努める。
- (3) ご利用者の介護等に関する悩み事や相談に随時応じる。
- (4) 看護職員及び介護職員は、サービスを提供するうえで、ご利用者及び家族の知り得た情報を正当な理由なく、第三者には漏らさない。
- (5) 急変時は、ご家族・主治医等、緊急連絡先へ可能な限り連絡すると共に、救急車を要請する等措置を講じます。

4. 職員の配置

- (1) 所長1人、准看護師2人（兼務1人）介護員4人（兼務3人）

平成19年度 いいたてヘルパーステーション訪問入浴介護事業計画
《介護予防訪問入浴介護事業》

1. 基本方針

要支援状態等にある方を対象に、看護及び介護職員が安全かつ迅速に快適な入浴サービスを提供する。

- (1) 個々の心身の状況及び潜在している能力に応じた入浴介助を行う。
- (2) 定期的な訪問入浴を利用することで、リフレッシュや安心感等を感じて頂き、生活機能の維持、向上に繋がるよう支援する。
- (3) 関連機関と密な連携をとり、より良いサービスに努める。

2. 具体的な施策

(1) 安全かつ楽しい入浴を提供

専門的な訪問入浴サービスを提供することによって、安全かつ楽しい入浴を味わって頂く。また、入浴中も出来るだけ会話するように努め心身の苦痛と緊張を緩和し、また、身体の清潔を保つことで、清潔感やリフレッシュ、更には褥瘡の発生を予防したりと、生きがいと意欲をもたらす。

- ① 自覚していない病態の変化を含め、健康状態の異常を早期発見することに心がける。
- ② ご利用者及び介護者の的確なニーズ把握と分析を行い、適切なサービス提供に繋げる。
- ③ サービス提供時の声かけや対話に重点をおき安心感を与える。
- ④ 入浴剤の種類（香りの種類）を整え、ご利用者の好むものを使用し楽しい入浴に努める。

(2) 関係機関との連携

- ① 医療処置を受けられている場合は、医師の往診の有無や指示等を、連絡ノートに記入して頂き連携を図る。
- ② 包括支援センターとの連携を密にする。

(3) 利用者拡大に努める

- ① 新規ご利用者の拡大のため、パンフレットを作成し各戸に配布しPRする。
- ② どのようなサービスなのか理解して頂くため、お試しご利用期間を設け無料で提供する。
- ③ より多くの方に理解をして頂くため、訪問入浴の講習会を行う。

3. 通常事業内容

- (1) 入浴前のバイタルチェック及び食事摂取等のチェックを行い、常に安全な入浴に心がけ、医師の意見書を確認し、ご利用者の心身の状況にあったサービスを提供する。
- (2) 体調不良と判断した場合や、ご利用者が何らかの事由により入浴を拒否している場合は、無理に入浴を行わない。また、往診をすすめる等、病気の早期発見に努める。
- (3) ご利用者の介護等に関する悩み事や相談に随時応じる。
- (4) 看護職員及び介護職員は、サービスを提供するうえで、ご利用者及び家族の知り得た情報を正当な理由なく、第三者には漏らさない。
- (5) 急変時は、ご家族・主治医等、緊急連絡先へ可能な限り連絡すると共に、救急車を要請する等措置を講じます。

4. 職員の配置

- (1) 所長1人、准看護師2人（兼務1人）介護員4人（兼務3人）